

◎個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十七年九月九日法律第六五号)

一、提案理由(平成二十七年四月二十四日・衆議院内閣委員会)

○山口国務大臣 おはようございます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータ及び個人番号の適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するために、個人情報の範囲を明

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

確にするとともに、個人情報を加工することにより安全な形で利活用できるようにする匿名加工情報の取り扱いについての規律を定め、これら個人情報等の取り扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加をする等、個人情報等に係る制度について所要の改正を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、個人情報の範囲を明確にするため、特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号、個人に発行される書類に記載をされた符号等のうち政令で定めるものが含まれるものを個人情報に位置づけることにしております。

第二に、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、人種、信条、社会的身分、病歴等が含まれる個人情報の取り扱いについての規定を整備することとしております。

第三に、安心、安全なパーソナルデータの利活用を推進するため、特定の個人を識別することができないように個人情報加工し、かつ、その個人情報を復元できないようにしたものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取り扱いについての規定を整備することとしております。

第四に、近年深刻化している個人情報漏えい事案への対応と

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

二四八

して、個人情報の第三者提供を受ける際に取得経緯等の確認及び記録の作成等を義務づけるとともに、不正な利益を図る目的により個人情報データベース等の提供をした際の罰則を整備することにしております。

第五に、個人情報の適正な取り扱いを確保すべく、その取り扱いを行う事業者等を一元的に監視、監督する体制を整備するために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を根拠とする特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会を設置することとし、その組織や所掌事務等についての規定を整備することにしております。

第六に、企業活動のグローバル化に伴う個人情報の適正かつ円滑な流通を確保するため、外国にある第三者に個人データを提供する場合についての規定を整備するとともに、外国事業者等が、国内にある者に対する物品または役務の提供に関連して取得をした個人情報、外国において取り扱う場合についての規定を整備することにしております。

第七に、個人番号の利活用を推進するため、預金保険機構における預金等に係る債権額の把握に関する事務や健康保険組合が行う特定健康診査に関する事務等における個人番号の利用など、個人番号の利用範囲を拡充するとともに、地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワーク

システムを利用した情報連携等について、所要の規定を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上でございます。

二、衆議院内閣委員長報告（平成二十七年五月二日）

○井上信治君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置づけるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取り扱いについての規律を定め、個人情報等の取り扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十三日、本会議において趣旨説明及び質

疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十四日山口国務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日から質疑に入り、十三日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、昨二十日に質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年五月二〇日)

政府は、本法の施行に当たっては、本法が個人情報の保護と利活用の均衡を図ることを目的としていることを踏まえ、我が国における個人情報の保護と利活用が進み、より良い情報通信社会が生じるよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、消費者及び事業者等に分かりやすいものとなるよう、これらの者から広く丁寧な意見の聴取に努め、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。

二 情報通信分野における技術革新の著しい進展と高い専門性に円滑に対応できる制度設計とするため、民間の実態を十分

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

把握し、関係事業者と十分に協議するとともに、認定個人情報保護団体が定める個人情報保護指針を活用すること。特に、匿名加工情報については、その規定の趣旨が利活用を促進するものであることに鑑み、個人情報保護委員会規則で基準を定めるに当たっては、効果的な利活用に配慮すること。

三 国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に裨益するものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。

四 第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないように十分に配慮するとともに、悪質な事業者への対策については一般の事業者に過度な負担とならないよう実態調査を行った上で、有効な措置を講ずること。

五 個人情報の保護と利活用が業界ごとに適切に図られるよう、認定個人情報保護団体となるための事務手続などを適切に支援すること。

六 情報通信技術の進展や事業者の事業規模や財政状況等に応じた影響等を考慮した必要な措置を講ずることが重要であるとの視点に立ち、個人情報保護委員会は、法や個人情報保護

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

二五〇

委員会規則の適切かつ柔軟な運用に努めるとともに、事業者や関係団体に対し、必要な支援を提供すること。そのため、個人情報保護委員会の委員、専門委員及び事務局について、民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見を持つ者、消費者保護に精通する者などをバランスよく登用すること。

七 各地方公共団体において、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が今後行われることが想定されることから、その円滑な検討に資するよう、相談窓口を設け、必要な情報提供を行うなど国が地方公共団体に対して協力を行うための体制整備に努めること。

八 我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを諸外国に積極的に周知し、相互理解を深めるよう努めること。

九 情報セキュリティ対策が個人情報の保護の実効性の確保にとって重要であることから、個人情報取扱事業者等が講ずべき情報セキュリティ対策の在り方について検討し、必要な支援に努めること。

十 情報通信技術の進展により、漏えいした個人情報の拡散が容易になるなどの環境変化の中で、個人の権利利益侵害を未

然に防ぐことが一層重要になっていることから、民間におけるプライバシー影響評価等によるプライバシー・バイ・デザインの取組を支援し、さらなる個人情報の適正な取扱いの確保を図ること。

三、参議院内閣委員長報告（平成二十七年八月二八日）

○大島九州男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

………（略）………

次に、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取したほか、財政金融委員会との連合審査会を行うなど、慎重な審議を行いま

した。

委員会における主な質疑の内容は、現行の個人情報保護法の問題点及び改正の目的、マイナンバー制度の本格的施行に向けた取組状況、日本年金機構における個人情報漏えい事案への対応状況等ありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び次世代の党を代表して藤本理事より、特定個人情報の取扱いに係る研修の実施、個人情報保護委員会による検査、日本年金機構に係る経過措置等を内容とする修正案が提出され、これに対し質疑が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より原案及び修正案に反対、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より原案及び修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人情報の利用等に関する法律の一部を改正する法律

○委員会修正の提案理由(平成二十七年八月二七日)

○藤本祐司君 私は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び次世代の党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりです。

これより、その趣旨を説明いたします。

本年五月、日本年金機構において、外部から送付された不審メールに起因する不正アクセスにより、約百二十五万件もの個人情報外部に流出したことが判明しました。今回の事案は、いわゆる標的型攻撃により個人情報大量に流出したことが現実確認された初めてのものです。

厚生労働省の検証委員会が取りまとめた報告書では、今回の情報流出の根本原因は、一つには日本年金機構、厚生労働省共に標的型攻撃の危険性に対する意識が不足しており、事前の人的体制と技術的な対応が不十分であったことにあります。また、本事案が発生した後においては、現場と幹部の間、関連する組織間に情報や危機感の共有がなく、組織が一体として危機に当たる体制になっていませんでした。その結果、組織内の専門知識を持つ者の動員ができず、担当者が幹部の明確な指揮を

受けることもできないままに場当たり的に対応し、迅速かつ的確な対処ができなかったことにあるとされております。

十月からの住民への個人番号の通知、来年一月の個人番号の利用開始を控えたこの時期に、個人番号を利用して事務を処理することとなる日本年金機構においてこのような事案が発生したことについて、政府は重く受け止めるべきであり、マイナンバー制度の導入、運用に遺漏なきようにするため、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、次のとおりであります。

第一に、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルの取扱事務の従事者に対して、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項等に関する研修を行うものとしております。

第二に、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構は、個人情報保護委員会による定期検査を受けるものとし、地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会に対して定期報告をするものとしております。

第三に、個人番号利用事務等実施者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の

個人を識別するための番号

安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するものとしております。

第四に、個人情報保護委員会は、特定個人情報の保護を図るため、内閣サイバーセキュリティセンターと情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとしております。

第五に、日本年金機構については、一定の期間、個人番号の利用並びに特定個人情報の照会及び提供を行わないものとしております。

第六に、政府は、国の行政機関等におけるサイバーセキュリティに関する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

以上です。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○附帯決議(平成二七年八月二七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体

から広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。

二 匿名加工情報の規定の趣旨が個人情報の利活用を促進するものであることに鑑み、個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成する際に必要となる基準を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、その趣旨について十分に配慮すること。

三 国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に役立つものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。

四 第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。

五 情報通信技術の進展、事業者の事業規模、財政状況等に応じた影響等を考慮した必要な措置を講ずることが重要であることから、個人情報保護委員会の委員、専門委員及び事務局については、民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見と経験を持つ者、消費者保護に精通する者等をパランスよく登用するとともに、情報システム、情報セキュリティ等に関する高い識見を有する人材についても確保すること。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

と。また、同委員会が十全にその権限を行使し、その機能を發揮することができるとする体制を確保するため、事務局職員の実員の確保、高度な専門性を有する人材に対する処遇の充実、職場環境の整備等に特に努めること。

六 我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを諸外国に積極的に周知し、相互理解を深めるよう努めること。

七 情報通信技術の進展により、漏えいした個人情報の拡散が容易になるなどの環境変化の中で、個人の権利利益侵害を未然に防ぐことが一層重要になっていることから、民間におけるプライバシーを扱うあらゆる側面で情報が適切に取り扱われる環境をあらかじめ作り込むという考え方（プライバシー・バイ・デザイン）に基づく取組を支援し、さらなる個人情報の適正な取扱いの確保を図ること。

八 情報セキュリティ対策が個人情報の保護の実効性の確保にあって重要であることから、個人情報取扱事業者等が講ずべき情報セキュリティ対策の在り方について検討し、必要な支援に努めること。

九 個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の安全管理が徹底されるよう、公的機関における個人情報の取扱いに係るセキュリティ環境の高度な監視を行う等システムの安全性を

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

二五四

確保するとともに、情報セキュリティ対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員・予算の継続的な確保その他必要な措置を講ずること。

十 平成二十七年五月に発生した日本年金機構の個人の年金情報流出事案により国民の不安が拡大したことに鑑み、日本年金機構のみならず国及び地方の行政機関、独立行政法人その他の個人情報を取り扱う公的機関において、個人情報を取り扱う業務に従事する者のICTの知識とモラルの向上、法令・情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るため、研修の実施など継続的な人材育成に必要な措置を講ずることにより、個人情報の保護に万全の内部統制を構築すること。また、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者について、守秘義務違反に対する厳罰化等の措置を検討すること。

十一 マイナンバー制度に係る地方公共団体のシステム整備及び情報セキュリティ対策の実施について、地方公共団体の財政負担並びに当該システム整備及び情報セキュリティ対策に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。

十二 個人番号カードの公的個人認証機能の利用時における本人認証方法について、生体認証の導入を含め、より安全かつ

簡易な方法を検討すること。

十三 高度サイバー攻撃が大きな脅威となっていること、サイバー攻撃の技術が日進月歩進化していることに鑑み、特に政府機関においてはサイバー攻撃の標的とされる蓋然性が高い業務領域を選定し、当該業務領域に係るリスク評価に基づく情報セキュリティ対策を徹底的に実施すること。併せて政府機関が統一的で効率的な運用を行えるよう体制を整備すること。

十四 ビッグデータ時代の科学技術研究及び産業界のイノベーションを先導する役割を果たすデータ分析官の育成を促進するため、専門教育組織の設置など、必要な基盤の整備に努めること。

十五 本法の施行後も継続的に教育、広報その他の活動を通じて、個人情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの下での利用の推進に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。また、番号利用法の施行までに、マイナンバー制度の趣旨及び内容について国民に周知徹底を図り、その理解と協力が得られるよう、所要の措置を講ずるとともに、番号利用法の施行後も必要に応じ広報啓発に努めること。

右決議する。

(注) 参議院本会議修正議決後、衆議院に回付、同意の上、成立した。

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律